

令和7年10月24日 資料No.3
総務常任委員会

高輪地区総合支所まちづくり課
土木課
用地・施設活用担当

土地(白金台二丁目)の寄付受領及び用途の方向性について

1 寄付の経緯

寄付の申出地は、平成22年11月から一般財団法人古市隆一記念館(以下「財団」といいます。)が所有しているもので、現在、地域の方々に「憩い」の場として開放されています。

しかし、財団による維持管理が困難になってきたことや、物件の所有者であった故人の遺言により公共団体への寄付を希望していたことから、区に寄付の申し出がありました。

2 寄付申出地の概要

(1) 概要

所在地(地番)	港区白金台二丁目2番203
地積(公簿)	242.61 m ²
用途地域等	第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%、第二種高度地区(17m)
日影規制値	敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲 3時間 敷地境界線から水平距離が10mを超える範囲 2時間

(2) 案内図



※寄付の申出地の建物は、財団により10月16日から解体を始めています。

3 寄付受領後の用途について

(1) 遺言の内容について

物件の所有者であった故人が作成した遺言公正証書には「本件不動産を市民のための緑豊かな公園として維持管理することを希望する」と記されています。

(2) 行政需要について

都市公園法施行令では住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が 5 m^2 以上とする規定がありますが、区内は都市公園のほか児童遊園等を含めて約 4 m^2 （令和7年4月1日）であり、区内で公園等の面積が不足しています。

公園等の配置については、港にぎわい公園づくり推進計画において、歩いて行ける範囲（半径250m以内）に公園等が配置されるように計画しており、寄付の申出地を公園等として活用することにより、歩いて行ける公園等が充実し、面積も増やすことができます。（別紙参照）

(3) 用途の方向性

寄付の申出地は、遺言の内容と行政需要が合致することから、公園、児童遊園等の用途を検討します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 所有権移転登記完了

令和8年1月以降 地域への情報提供

公園等配置図

別紙

